(国土交通省)

		, ,		
制度	名	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度		
税	目	法人税		
要望	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 現行の関西国際空港整備準備金について、現関空会社が関西国際空港及び 大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条及 び附則第20条の規定により、指定会社(以下、土地保有会社)となるこ とから、同法第15条の規定により整備準備金として空港用地の整備に備 えるために積み立てる金額のうち、一定の限度内において損金算入を認め る法人税の特例措置とし、その対象を土地保有会社に改める。			
Ø	・特例措置の内容 土地保有会社が各年度において関西国際空港用地整備準備金として積み立 てる金額のうち、過去の用地造成費を基礎として計算した一定の金額を損			
内	で る 並 額 の うら、 過 去 の 用 地 垣 成 貨 を 基 焼 と し で 計算 し た 一 走 の 並 額 を 損 金 算 入 す る。			
容	(関係:	条文) 税特別措置法第57条の7		
		平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(制度目体の減収額) (一百万円) (1) 政策目的 ・関西国際空港は、海上への建設により多額の事業費を要したこと等から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、完全24時間運用という国際拠点空港としての本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況になっている。 ・こうしたことから、収益性に優れた大阪国際空港との経営統合を行い、民間手法による両空港の経営、間接部門の経費削減等による収益改善を図るほか、LCCの拠点化や貨物ハブ化等の関空の国際競争力強化に向けた施策を積極的に講じることとしている。 ・これらを通じて、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。 (2) 施策の必要性 ・本スキームにおいて、現関空会社は土地保有会社となり、関西国際空港の空港用地を保有・管理して新関空会社へ貸し付けることとなる。・過去の債務の償還を行うとともに、土地資産という重要な役割を担う土地保有会社において、整備準備金の積立金の損金算入を認めることによって、将来の整備費の支出需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能とし経営の安定性を最大限確保することで、会社の経営基盤の強化に繋がる適切な地代が設定されることにより、両空港の事業価値の増大が図られることから、本措置は必要である。・したがって、現行の準備金制度に必要な修正を加えた上で、引き続き措置願いたい。			

今回の要望に関連する事項

① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置 及び管理に関する法律(H23.5.25公布) 第1条《この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一 体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、 新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するた めに必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整 備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事 業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空 港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定め ることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債 務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国 の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港 の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要 の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するととも に、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西に おける経済の活性化に寄与することを目的とする。》

② 新成長戦略(平成22年6月22日閣議決定)

成長戦略実行計画(工程表)-Ⅲ アジア経済戦略 ~ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)~① 早期実施事項 (2010年度に実施する事項) 2020年までに 実現すべき成果目標 1.ヒトの流れ倍増 ・成田の増幹等を見極めつつ、首都圏空港においても、まず「第3・第4の自由」、その後「第5 の自由」と段階的に自由化を推進 徹底的なオーブンスカイの推進 訪日外国人(\*)2,500万人、 将来的には3,000万人 ・国際航空事業規制〈運賃規制・ 関空・中部等の我が国の拠点空港の貨物ハラ化に不可欠となる従来の「第5の自由」の枠 羽田の24時間国際拠点 空港化等首都圏空港の強化 ・羽田:発着枠量間40.7万回+深次早朝4.0万回(うち国際枠9万回)の実現(2013年度)・成田:発着枠27万回の実現(2012年度)、30万回の実現(2014年度) 羽田の24時間国際拠点空港化等 首都関空港の降化 ・LCC(格安航空会社)・ビジネスジェットの受入れ環境の整備 関空の再生と 国際競争力の強化 「民間の知恵と答金」を活用した空港経営の抜本的効率化と航空ネットワーク維持方等の見直し (\*)訪日観光客を始めとした 各国からの訪日外国人 ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むかけか)

③ 国土交通省成長戦略会議航空分野報告書(平成22年5月17日) (抜粋) 関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善 し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ 化、LCC の拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収 益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港 として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

④ 政策評価体系における本要望の位置付け 政策目標 6 「国際競争力、観光交流、 広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24 「航空交通ネットワークを強化する」に包含

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

1	T	
	政 策 の 達成目標	両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を 首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他 の債務の返済の完了が予定されている日まで。
	同上の期間 中の達成 目 標	土地保有会社の経営の安定化を図ることで、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。
		H23.5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的 な設置及び管理に関する法律の成立、公布
	政策目標の 達 成 状 況	< 今後の予定> H24.4 新関空会社設立(国から一部出資) H24.5 新関空会社と現関空会社との間で吸収分割契約を締結 H24.7 経営統合の実施(国や機構から追加出資、現関空会 社から資産継承)
	要 望 の 措 置 の 適用見込み	土地保有会社は新関空会社から賃料収入を得ることになり、 設立初年度より経常利益が生じる予定であることから、繰越欠 損金が解消され次第、用地整備準備金の積み立てが見込まれ る。
有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段として の有効性)	土地保有会社における準備金制度により、整備準備金として 積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有 会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要 に備えるとともに過去の債務の円滑な償還が可能となり、国 100%出資の新関空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、 空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し 、その結果早期のコンセッション(公共施設等運営権の設定) の実現が見込まれることから本措置は有効である。
相	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	国税:新関空会社に係る登録免許税の非課税措置を要望地方税:新関空会社及び土地保有会社に係る以下の特例措置を要望・法人事業税の軽減措置・不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置・固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置※その他、会社設立や資産継承等に係る登免税・不動産取得税・自動車取得税の非課税措置あり。
性	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	平成23年度予算措置額 政府補給金 75億円 政府保証債 490億円 政府出資額 5,417億円(平成22年度末現在)
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。

	要望の措置の 妥 当 性	土地保有会社における準備金制度により、整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに過去の債務の円滑な償還を可能とし、国100%出資の新関空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション(公共施設等運営権の設定)の実現が見込まれることから、関西国際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。
これまでの租税特別措置	租税特別 措 置 の 適用実績	適用実績なし
措置の適用実績と効果に関	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
と   効  果  に	前回要望時 の達成目標	
2関連する事項	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの 要 望 経 緯		昭和59年度:関西国際空港整備準備金制度の創設 平成8年度:積立対象拡充(二期島造成費用を追加) 平成23年度:土地保有会社に係る整備準備金の拡充を要望